

川崎市公告第825号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ダイスビル
川崎市川崎区駅前本町8番、9番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社菱屋商店
代表取締役 村上 禎男
川崎市川崎区駅前本町8番12
他7者
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前) 株式会社ヤマトヤ 代表取締役 山崎 茂
川崎市川崎区駅前本町8番地13
(変更後) 株式会社ヤマトヤ 代表取締役 大久保 記久代
横浜市鶴見区馬場四丁目32番7号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社マックハウス	代表取締役社長 北原 久巳	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
はるやま商事株式会社	代表取締役社長 治山 正史	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

他計17者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社マックハウス	代表取締役社長 石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
はるやま商事株式会社	代表取締役社長 中村 宏明	岡山市北区青江一丁目17番21号

他計 17 者

4 変更の年月日

- (1) 令和 6 年 9 月 18 日 他
- (2) 令和 6 年 12 月 1 日 他

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の変更によるもの
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

6 届出の年月日

令和 7 年 4 月 10 日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎 9 階）

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和 7 年 4 月 24 日から令和 7 年 8 月 24 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和 7 年 8 月 24 日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当